

## 2023年2月4日裁判司法研究会議事録

### 1. 概要

【日時】2023年2月4日午後2時から午後6時ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

玉江、大友、小林、林、巫（5名）

### 2. 議長の選任

巫が議長に選任され、会議を始めました。

### 3. 議論の要約<sup>1</sup>

#### 【大友さんの事件について】

大友さんに事件の背景や内実について、詳しい説明書を書いてもらいました。それと、取り寄せた商業登記の会社謄本を合わせて、大友さんの事件の概要は次のようなものです。

- ・もとは有限会社で、株主は大友さんとお兄さんで、資本金は50万円で、25万円がお兄さん、大友さんは25万円だった（大友さんの説明書）。
- ・昭和41年に、有限会社を株式会社に組織変更した（謄本）。
- ・株式会社に組織変更したときに、資本金を100万円にして、50万円がお兄さん、大友さんが25万円、さらに5人の株主を追加し、各5万円とした。そのうちの一人は大友さんの奥さん（説明書）。
- ・平成元年に大友さんの株主の権利について、お兄さんと訴訟になり<sup>2</sup>、その時、お兄さんは大友さんの持ち分を10万円分削減して、すでに死んでいる人などの名前で2名の株主を各5万円で追加した名簿をちらつかせたが、詳しく見せるように要求すると、隠してしまった。
- ・審理が終わって、判決を待っている直前に、裁判官が交代になり、それまでの審理を無視した判決が出され、大友さんが株主であることは認めるが、それ以外の大友さんの主張はすべて棄却するという判決になった。この裁判官は直後に九州に転勤になり、そこで玉江さんの事件を担当し、でたらめ判決を書いた。
- ・大友さんは判決に不満で控訴した。

<sup>1</sup> 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

<sup>2</sup> 横浜地裁：平成元年（ワ）第六二八号株主確認訴訟事件

- ・控訴審で、大友さんがお兄さんに証人尋問をしたときに、裁判官が質問を妨害し、記録文書を改ざんした。これは、司法機関の権力犯罪である。
- ・1990年に、商法が改正され、株式会社の最低資本金が1000万円に定められたので、お兄さんは100万円だった資本金を増資して、1000万円にした。その時、株主の株式保有割合に関して、裁判中であり、一方的な増資は問題があるので、中止するように大友さんが要請し、裁判でも訴えたが、裁判所が認める形で増資が強行された。その時、誰にどれだけの新株が発行されたか、大友さんには知らされず、大友さんに新株を引き受ける機会も与えられなかった。これによって、株式の保有割合が大友さんに非常に不利な状況で変更されたと考えられる。
- ・平成22年に商号変更、目的変更、役員の変更を登記している。

### (会社が大友さんを株主としているかどうかの確認について)

(巫) <大友さんが訴訟などについて把握している情報が1990年頃に行われていた控訴審のときの、裁判所による公文書改ざんのとき以来、途絶えていて1000万円への増資以降の状況が不明だが、裁判でも株主であることは確認されている。また、会社が営業しているらしいことはウェブページで確認できるので>株主として会社に現在の状況に関する情報交付を請求してみたらどうだろう。

(小林) 会社が簡単に情報を開示するとは思えない。会社が請求にこたえる義務がないと言ったらどうするのですか。

(巫) 会社法の規定により、株式会社は株主名簿を作成、保管し、株主の請求に対して閲覧させ、謄本を交付する義務がある。また、会社は毎事業年度に計算書類などを作成し、定時株主総会を開催し、議案を決議しなければならない。総会の資料も株主総会の議事録も、一定期間保管し、株主の請求で閲覧させ、交付しなければならない。この規定に違反したら、会社は会社として存続できなくなる。

(小林) 開示義務があっても、公文書などは開示されない。会社も同じではないか。

(巫) 会社の文書と公文書は同じではない。ただ、会社が大友さんを株主として認めているのならば、定時株主総会の招集書を大友さんに毎年出しているはずだが。どうなのだろう。

(大友) そのような通知は一切来ていない。

(巫) ということは、会社が大友さんを株主扱いしていない可能性もあるので、その点を確認するために、まず、株主であるとして株主名簿の交付を求めればいいのか。誰かが、まず電話でその旨会社に伝え、会社の方で申請書などの書式や添付書面を指定したら、大友さんの委任状も取り寄せて提出すれ

ばいいのではないか。

(大友) やはり、お金がかかっても最初から弁護士さんに頼む方がいいのではないか。日弁連で募集してくれませんか。

(玉江) 弁護士保険を月数百円払えば、弁護士さんに相談できる制度を利用すればどうでしょう。

(巫) 私は信頼できる弁護士を知らないので紹介できません。弁護士さんに相談するのならば、そちらでやってくれませんか。

(小林) 最初から弁護士に相談したほうが早いのではないか。

(巫) 小林さんは弁護士を懲戒請求しているのではないですか。弁護士に頼めば解決するのですか。

(玉江) 本当に弁護士は信用できない人が多いですね。

(小林) いろいろな弁護士を探し回れば、いい弁護士にあたるかもしれません。

(巫) それは、勝手にやってください。弁護士に頼むというのならば、この会で大友さんの事件を話し合うことはやめましょう。弁護士さんに聞いてください。私はそれには関与しません。会社の事務所に電話することで、何か問題になるのですか。

#### (裁判所の公文書改ざんについて)

(大友) 巫さんは会社に電話をして、その点について聞いてください。それは、現実のお金の問題ですが、私はそれ以外に、裁判所が公文書を改ざんした問題を日本の司法全体の問題として追及したい。それについては、弁護士を頼みたいと思います。

(巫) 週明けに電話をしてみます。それについては、後で報告します。

(小林) 公文書改ざんの問題は時効などがあり無理だと思います。公文書の改ざんを証明することも非常に困難です。

(大友) 裁判所の犯罪は人道に対する罪であり、国際法に違反しており、国際法は国内法を凌駕する。人道に対する罪には時効はない。

(小林) いや、国内法が国際法に優先します。

(大友) 国内法を国際法に優先させたら、日本は国際国家としての資格がないということではないですか。

(小林) そうかもしれませんが、それが現実です。

(大友) 巫さんはどう思いますか。

(巫) 国際法とは何か、定義がよくわからない。条約は国内法に優先するというのは言えると思います。また、大友さんの言う公文書の改ざんが成立するかどうか、情報が不足しているので判断できません。

(林) クイズ番組の東大王に出演していた東大の女学生が卒業して、弁護士に

なっていると聞きますので、その人に頼んだらどうでしょうか。こういう問題を受けてくれるかもしれません。

(巫) どうでしょうか。連絡を取るのも難しそうだし、大手弁護士事務所に入所したばかりの新米弁護士が自分で事件を選べるとも思えません。林さんの方で連絡してみてくださいませんか。

(大友) やはり、日弁連に頼んだ方がいいのではないですか。

(巫) もう時間ですが、この問題は結論が出ないので、次回に持ち越ししましょう。みなさま、限界になっているので、本日は閉会します。

#### 4. 次回の予定

次回は、2週間後の日本時間 2023年2月18日(土) 14時から17時くらいまでのZoom会議とします。Zoomホストは小林さんです(米西部時間では、2023年2月17日(金)22時から25時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2023年2月6日

巫召鴻